

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 2年4月1日 (至) 令和 3年3月31日

社会福祉法人 徳峰会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等の拠点区分ごとの内訳		
						ひさやま保育園杜の郷		
久山町 一時預かり事業補助金	保育事業	1,600,000	98,000	1,698,000		1,698,000		
〃 地域子育て支援拠点事業補助金		7,800,000		7,800,000		7,800,000		
〃 障害児保育事業補助金		6,216,000		6,216,000		6,216,000		
〃 延長保育事業補助金		501,000	538,900	1,039,900		1,039,900		
〃 運営委託費用補助金		500,000		500,000		500,000		
厚生労働省 両立支援等助成金		666,595		666,595		666,595		
				0				
				0				
				0				
区分小計		17,283,595	636,900	17,920,495	0	17,920,495	0	0
	利息			0				
				0				
				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
合計		17,283,595	636,900	17,920,495	0	17,920,495	0	0

(注) 1. 「区分欄」には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害者福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。